

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月

四日市市立大矢知興讓小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていこうとする取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「大矢知興譲小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。

第1章 学校におけるいじめ防止に関する取組について

1 いじめの防止

中学校区（幼・保・小・中）で行っている「学びの一体化」の継続的な活動のなかで、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

（1） 「授業づくり」においては、

- ① 基礎的基本的な学力の定着に向け、きめ細かい指導を推進していきます。
- ② 学びの一体化で進めている「伝え合い・学び合う力を育てる」を中心とした指導を工夫していきます。

（2） 「集団づくり」においては、

- ① 学級や学校を安心・安全に生活できる場所にし、すべての児童が共に高め合い、活躍できる授業や行事等を行います。
- ② 代表委員会が中心となり、児童の主体的な活動を重要な取組として位置づけ、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行います。
- ③ 正しい生活習慣が身に付き、規範意識が高い「集団づくり」を行うため、中学

校区で連携し、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることできるように、規範意識の共通認識を図っています。

2 いじめ防止啓発

- (1) 「『いじめ』に関する指導の手引」等、関係機関が作成する調査・資料を有効活用しています。
 - ① 教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施するなど、全教職員でいじめについての共通理解を図ります。
 - ② 「いじめが起こった場合のフロー図」などを作成し、いじめの予防・早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 学校からのたよりやいじめに関するリーフレット（例：「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」等）を活用し、保護者と学校がともにいじめ問題について考える機会とします。
- (3) 異学年での活動を計画・実行するなど、全校で互いに認め合い・助け合う仲間づくりの意識の高揚を図ります。
- (4) 学校運営協議会等の関係会議においていじめについて情報交換を行い、地域と学校がともにいじめについて考える機会とします。
- (5) 各種相談機関を周知します。
 - ① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」（教育委員会）
「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」
「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）
 - ② 「青少年と家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）
 - ③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）
 - ④ 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）
 - ⑤ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
 - ⑥ 文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル（0120-0-78310）（全国共通ダイヤル）

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。このため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取り組み
 - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文、生活・学習ノート、スクールライフノートの「心の天気」なども活用しています。また、匿名報告相談

プラットフォーム「STANDBY」も活用しています。

- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
- ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 児童に、「いじめ調査」を年間3回程実施し、いじめの状況を把握しています。
- (3) 児童に、「学級満足度調査(Q-U調査)」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。
 - ① 「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ② 児童及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。
- (5) スクールカウンセラー(臨床心理士等)とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。
- (6) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) 学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて支援します。
- (8) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策として、教職員が「ネットモラル」等の研修会に参加します。また、デジタル教材「事例で学ぶ Netモラル」(学校・園データベース参照)等を活用し、道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で児童の発達段階や実態に応じた指導をします。
- (9) いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護します。また、迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行います。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながるることについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第一報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめの解消要件について
 - ・いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している(少なくとも3か月)

- ・被害児童が、心身の苦痛を感じていないことを、面談等で確認します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、生徒指導部長、養護教諭、教育相談担当、人権担当、関係児童担任、学年主任、関係教員、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、学校運営協議会代表に委員会への参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
 - ④ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ⑤ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「生徒指導対策委員会」を行っています。
 - ① 構成員は、管理職、生徒指導部長、関係児童担任、学年主任、関係職員、スクールカウンセラー等です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について定期的に協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及び学校運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、他の小学校、中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、人権教育推進協議会、社会福祉協議会、補導委員会、自治会、市民センター、学童保育所等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。

- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 児童生徒として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市北警察署（生活安全課）
- (2) 大矢知交番
- (3) 北勢少年サポートセンター

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども保健福祉課家庭児童相談室
- (5) 男女共同参画課
- (6) 文化国際課多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校いじめ防止対策年間計画

令和7年4月

□:教師の活動 ○:児童生徒の活動 ◇:保護者の活動

学期	月	取組内容	指導のポイント	
1 学 期	4 月	□:学校間、学年間の情報交換及び指導記録の引継ぎ □:指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 □・○:学級開き(仲間づくり・学級のルールづくり) 【始業式・学級活動】 □・◇:保護者へ『いじめ防止対策』に向けた取組説明及び啓発 【PTA総会・保護者との懇談会】	・いじめの被害者、加害者の関係を引き継ぐ。 ・全校体制で指導するため、共通理解を図る。 ・学校がいじめ問題についての取り組み姿勢を児童や保護者に示す。	
		□・○:学級集団づくりをととした仲間づくり 授業づくりをととした仲間づくり 【学年行事・学級活動】 ○:Q-U調査の実施と活用 【学級活動】	・班編成等、児童の活動の場面に留意が必要である。 ・Q-U調査の実施時期を配慮し、集計等の迅速化を心がけ、次の指導に活かす。	
	6 月	□・○:いじめ調査(学校)の実施と活用 □・○:教育相談の実施 【学級活動】 ○:話し合い活動『学校生活について』 【代表委員会・学級活動】	・6月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。 ・代表委員会の活動を活かし、異学年交流などを通して、学校全体で仲間づくりを行い、今後の活動に活かしていく。	
		7 月	□・○:話し合い活動『1学期の振り返り』 【学年・学級活動】 □:1学期の指導の振り返り 【いじめ防止対策委員会】	・1学期の活動を振り返るなかで、いじめ防止対策の点検を行う。 ・1学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。
			8 月	□:いじめや教育相談等に係る研修会への参加 □:Q-U調査の分析と共通理解と集団づくりレポートの作成 【夏季研修会等】 □:2学期の生徒指導について共通理解 【校内研修会・職員会議】
	2 学 期	9 月		□:夏休み明け児童の様子把握 □・○:いじめ調査(市教委)の実施と活用 【学級活動】 □・○:教育相談の実施 □・○:学校行事(運動会等)をととした人間関係づくり 【学年・学級活動】
			10 月	□・○:校外活動(社会見学・自然教室・修学旅行等)を活用した集団づくり 【学年行事・学級活動】 ○:Q-U調査の実施と活用 【学級活動】
11 月		○:話し合い活動『学校生活について』 【代表委員会・学級活動】		・代表委員会の活動を活かし、学級での話し合いなどを通して集団づくりを行い、今後の活動に活かしていく。
		12 月	□・○・◇:『教育活動に関するアンケート』の実施 【アンケート】 □・○:話し合い活動『2学期の振り返り』 【学年・学級活動】 □:2学期の生徒指導の振り返り 【いじめ防止対策委員会】	・2学期の活動を振り返るなかで、保護者・児童の意見を聞き、いじめ防止対策の点検を行う。 ・2学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。
3 学 期	1 月		□:冬休み明け児童生徒の様子把握 □・○:いじめ調査(学校)の実施と活用 【学級活動】 □・○:教育相談の実施	・冬休み明け、児童の様子の変化に注意する。(保護者へ連絡) ・気になる児童については聞き取りを行い、実態の把握に努める。
		○:話し合い活動『学級のまとめに向けて』 【学級活動】	・新年度の学級編成に向け、人間関係に不安を感じ訴えてくる児童の声を拾う。	
	3 月	□・○:話し合い活動『一年間の振り返り』 【学級活動】 □:指導記録の整理、進級する学年への引継ぎ資料の作成 □:指導方針及び指導計画の点検と送り 【いじめ防止対策委員会・職員会議】 □:中学校区連絡会の実施	・いじめに関する情報を引継ぐための資料を準備する。 ・教師による教育活動の反省を参考に、次年度に向け、指導の準備を進める。	

いじめが起こった場合のフロー図

令和7年4月

